

後期高齢者医療制度保険料

1年間の保険料の額は、均等割額と所得割額の合計額です。

☎保険年金課 ☎295084、総合支所市民福祉課



平成25年度 後期高齢者医療制度保険料

後期高齢者医療保険料(年額) = 均等割額 + 所得割額[※]
 ※所得割額は、被保険者の前年の所得により計算します。

平成25年度 1人当たり保険料 (上限額=55万円)	=	均等割額 47,474円	+	所得割額 平成24年中の 総所得金額など — 基礎控除 33万円	×	所得割率 9.45%
----------------------------------	---	-----------------	---	--	---	---------------

※平成24年度と同額です。

保険料の軽減制度があります

均等割額の軽減

- 平成24年中の世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて、均等割額が軽減されます

世帯の平成24年中の所得の合計		軽減割合
33万円以下	被保険者全員が、 年金収入80万円以下 (その他の所得がない)	9割
	上記以外	8.5割
33万円 + (24.5万円 × 世帯主を除く被保険者数) 以下		5割
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数) 以下		2割

所得割額の軽減

- 保険料の計算のもととなる所得金額
(前年所得 - 33万円) が58万円以下の人

所得割額	5割軽減
------	------

会社などの健康保険の扶養家族だった人

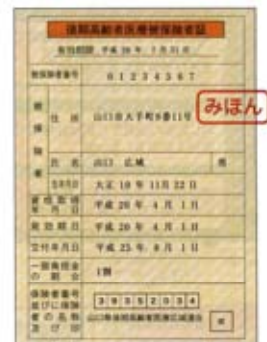
均等割額	9割軽減
所得割額	負担なし

- 保険料は7月中旬に通知します
平成25年度の保険料の金額や納付方法は、7月中旬にお知らせします。

保険証を7月中旬に送付します

8月の更新に伴い、新しい後期高齢者医療被保険者証を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

有効期限を過ぎた古い保険証は、各自で処分してください。



点字シールを希望する人は

保険証を送付するときに、必要な人には点字シール(封筒に「保険証在中」、保険証に「保険証」と点字印刷したもの)を貼り、送付することができます。

希望する人は、6月28日(金)までに保険年金課へ連絡してください。

なお、すでに点字シールを貼った保険証を渡している人には、引き続き点字シールを貼って送付しますので、改めて連絡する必要はありません。